

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第5、報告第1号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配付の通りでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第1号は終わりました。

(議長)

日程第6、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、でございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、平成29年8月2日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。それでは私の方から報告第2号につきましてご説明申し上げます。

議案書の14頁をお開きください。

当事者でございますが、甲は江差町長、乙につきましてはA氏でございます。

事故の概要でございますが、江差町が所管致します道路維持パトロール車、いわゆる小型ダンプでございますが、平成29年6月30日、午後3時40分頃、江差町字尾山町の一般国道227号線におきまして、道路維持作業を終え、柳崎方面から役場へ帰所する途中、道の駅へ右折しようとして停車中の乙の所有する車両に接触し、破損させたものでございます。

和解の概要でございますが、車両の補修にかかる費用が12万8,159円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修したものでございます。

甲及び乙は上記事故について、今後どんな事情が生じてもいかなる名目を問わず、各自相手方に対し、なんら請求をしないということで和解を終えたところでございます。

今後車両の運転につきましては、十分注意を払って参りますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告2号は終わります。

（議長）

次に日程第7、日程第15までの各認定、認定議案については、平成28年度における各会計の決算認定であります。

認定第1号、平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、から認定第9、平成28年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの各会計認定の9議案について、一括して議題と致します。

一括して提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました認定第1号、平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の、決算の認定について、及び認定第2号から第8号までの平成28年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、平成28年度江差町水道事業会計決算の認定について、でございます。

9会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上認定頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第9号までの各議案については、平成28年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって承認第1号から承認第9号までの決算認定については、平成29年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に日程第16、議案第1号、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第1号、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

公営住宅法等の一部改正に伴い、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」

「財政課長」(補足説明)

それでは私の方からご説明申し上げたいと思います。

議案書の方は16頁、資料の方は1頁から2頁、新旧対照表となるものでございます。

改正の内容と致しましては、いわゆる地方分権改革一括法の第7次の改正により、公営住宅法が改正となりました。またそれに伴いまして、公営住宅法の施行令並びに施行規則も改正となり、それぞれ条文の移動があったことから、条例中において法令を参照している条文におきまして改正をするものでございます。参照条文のみの改正でございますので、改正の内容については、議案の記載の通りとさせて頂きたいと思います。

簡単ではございますが、以上宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

ではあの、簡潔に質問させてもらいたいと思います。

昨年、12月第4回定例会の私の一般質問を元に、そして議事録もございます。ちゃんとあの取っています。つまり、地方分権法が施行されて、要するに入居基準は所得のみ、年齢制限も取っ払ってもいいっていう、私はそういう観点で、もっと江差に来たいとか、江差に住みたいとか。そういう方のために、条例を見直ししなくてもいいから、簡潔に条例の追加。例えば町長が認めるものとか、選考委員会が認めるものとか、そういう条文を付け加えるだけで、公営住宅に入りたいて言う人の希望に添える。そういう趣旨の私は質問をしています。それで、最後には副町長は、空き家もあるので、調べて、検討させてもらいたい。もう何か月経っていますか。つい最近も、私に相談がありました。まだ入れないのか。なぜ年齢制限だけなののでしょうか。私が言う趣旨は、こういうことに基づいて言っています。

今、厚沢部町でも、乙部町でも移住者のために、何千万もお金を出して、新しい住宅建てています。建てていますね。そして私は議会でも、町は財政的な観点からなかなか他所のような真似はできない。できなくてもいいのだと。だから期待しといや、もっと入れる、しかも違法でないのですよ。所得さえ合致していれば。ちゃんと年齢は関係ないと。国土交通省住宅局、住宅総合整備課と私直接電話して、そういう返事ももらっていますと。各自治体の判断によって、それは決められますと。そこまで、私はお話しをして、質問させてもらいました。その後、何か月か経過しています。今回の定例会で、条例の改正案。これはね、事務的なものだから、これは別にどうこうってことないのです。検討さえしないのですか。なぜ出来ないのか。なぜ検討が出来ないのか。なぜ駄目なのか。私に、きちっと理解出来るように、答弁を求めたいと思いますよ。私にちゃんと理解できるように。なぜ出来ないのか。条例の改正、追加の条文だけで済むことがなぜ出来ないのか。そのことを、簡潔に、分かりやすく、答弁してもらいたいと思います。今すぐやれとか、そういうことは言いませんよ、私。でもちゃんと考えて、そういう方向があるのかないのか。それさえですね、答弁しないで、うやむやにして欲しくはない。きちっとした対応をしてもらいたい。そういう風に思っていますので、答弁をお願い致します。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

町の政策の中では、いろんな分野の政策がございます。移住定住も当然そうございますし、福祉の分野、教育の分野、住宅の分野、いろいろな分野の政策がございます。その中で住宅は、公営住宅はあくまで住宅困窮者の、住宅政策の分野の中の公共施設と位置付けておまして、移住定住の枠の中には私としては入ってこないものではないかなと考えてございます。住宅、公営住宅の空き家で、移住定住策の推進というのは、現在のところ

考えてないというのをご理解頂きたいと思います。

住宅セーフティネット、これは前回の町長答弁でもそのように私書いたように記憶ございますが、住宅セーフティネットとしての役割。そちらの方、町としては嫌疑していきたいと、そういう風な考えでございます。

従いまして、議員ご承知の通り法令では撤廃されたものでございますが、近隣町の動向等も踏まえまして、法令で定めていた規定のまま、そのまま条例の方で同居要件等、町としては必要でないかと考えてございます。これは住宅困窮度合いを考えるには必要なものと考えてございますので、今のところは同条例の改正、またはそのような移住のための入居のための改正というのは考えておりませんので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

全く出来ない。渡して良いのですよ。考え方がそうやって、結構です。江差町の考え方はそういう考え方だと。私が理解すればいいから。それでいいのですけれど。現に言ったでしょ。他所から来ている、入りたいのだと。年齢2歳若いからって断られたと。そういう町なのですね。江差町は。ね、分かりますよ、困窮者が。今とんでもないミス言っていないですか、課長の答弁で。良いですか、ね、私言いたいのは、何もね、移住定住のためだけでないのですよ。住み替えもね、したい。例えば今住んでいるけれど、高齢者はもっと近くに公住に行きたいって、そこが空いていたら、対応してあげるべきでないのですか。そういう気持ちは何も無いのですか。ね、観光客来ればいい、当たり前ですよ。来たらいい、インバウンド。やってもらえばいいですよ。今住んでいる人方、そして江差で定住したいって人方のためにね、もっと、もっと、法律に違反してやれと言うのじゃないですよ。法律の中で出来ますよ。後は、各自治体の判断でやってくださいと。そういう私答弁もらっているのですよ。

それと総務課長、空き家対策ゼンリンに600万ですか。予算かけたの。我々に図面、一切成果品来ていませんね、ね。何が空き家対策考えるのですか。最後の答弁にありますよ。たくさんの空き家が空いているという、空き家もある状況であると。まず調べさせてください。その上、状況をもって庁内で検討したいと。いつ検討しているのですか。したことないのではないですか。善意で言っているのですよ。ね、私は善意で言っているつもりなのですよ。住みたい人、他所から来て住みたい人いたらもう少し柔らかく窓口を開けてやってもいいのではないですかと。それと遠いところにいるけれど、買物しやすいところに来たいって言ったら、相談に乗ってやって住み替えさせても良いのではないですかと。空き家があるのにもったいないねと、一般の町民の認識はそうなのですよ。皆さん方だって何にもハードルないのではないですか。所得制限だけでしょ、今あるのは。課長そうですね。

検討する余地さえないのでですね。無かったら無いってはっきり言ってください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

住宅困窮者、様々な方がいらっしゃいます。その中でやはり住宅困窮、例えば買物に困るので近くにとかっていうのも承知してございますが、やはり公営住宅っていう性質上、ある程度一定のルールがあってその中で判断しながら入居させていくっていうのがやはり必要なのかなと思っています。その中で、同居親族要件なり、単身者が入れる要件というのを町として設けているということでございます。それで今のところ、例えば現在の町営住宅でも高齢者60歳以上で単身の方も多いので、多く、半分位が確か単身の高齢者の方が占めているような状況でもございます。そういった情勢、町の情勢なり、入居の情勢、そういった社会行動等が変化してくるのであれば、検討することもあるかもしれませんが、現時点ではそれも断言出来ませんので、全く今後も改正することは無いとちょっとここでは断言出来ないのですけれども、今現状としては、改正は考えてないということで、ご理解頂きたいと思います。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

先程ね、課長こういう答弁しましたよね、ね。前例、他の町と比較して前例が無いから検討しないって。したら他の町が何かやったら、同じことやれるのですか、江差町は。やれるのですか。議会答弁だけね、軽く、済ませて良いって思うな。

それと総務課長、何百万もかけてやった空き家対策の図面、ゼンリンに委託した図面、活用しているのですか。何百万ですよ。私は言いましたよね。乙部町で、北海道建築士会檜山支部でやったのですよ。何十万だけで。なぜ江差町がね、皆さんそういう認識がないからでないかなと思いますよ。

それと課長ね、昭和二十何年ですか公営住宅法。住宅困窮者って、言葉、今やめてください。今はね、快適に住まわせる、住まわせてあげるっていう人の、もうそういう時代なっていますよ、徐々に。だから、今、考え方はね、無いって今言いましたね。無いのであったら私は議員です。江差町にはそういう考え方がない、こう私は町民にも伝えますよ。

宜しいですね。答弁は知らない。

(議長)

いいですか。答弁。

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町公共、公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第2号、江差町、江差町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第2号、江差町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について、でございます。
平成31年度末をもって江差町立幼稚園を廃止することについて、条例を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」(補足説明)

それでは私の方から補足説明を致します。

平成32年3月31日をもって町立あすなろ幼稚園を廃園することとしておりますことから、江差町立幼稚園設置条例において、定員を85名と規定しているため、今年度中に廃止条例を制定し、附則中特例措置で施行期日前におけるそれぞれの年度の定員を明示するものでございます。平成29年度までは廃止前の85人とし、平成30年度及び31年度はそれぞれ35人とするものでございます。

なお、施行期日は、平成32年4月1日でございます。

宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数、全員であります。

よって。もう1回。もとい。

議案第2号、江差町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、町道除雪対策や株式会社ユーラス江差風力地域貢献寄附金を活用した事業等、31事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,970万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,715万4千円とするものでございます。

併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、補正予算構成表で説明したいと思います。

構成表、議案書21頁から23頁となっております。それとですね、今回は予算構成表、関連事業でまとめさせて頂きました。予算科目、或いは資料の方もあちこち飛んだり、したりしますが、ちょっとご了承願いたいと思います。

それでは最初に減額補正関係をご説明致します。

まず、道南ドクターヘリ運航負担金でございます。28年度の運航経費において剰余金が生じ、29年度負担金と相殺することとなりましたので、その分を減額するものでございます。減額する金額は121万6千円、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、観光振興事務（みなみ北海道広域観光推進協議会負担金）でございます。協議会が本年5月に解散したことに伴いまして、負担金を全額減額するものでございます。減額する額は22万円、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、かもめ島まつり花火大会実行委員会補助でございます。天候不順により、花火大会が中止になったものでございますが、打ち上げが中止になりましたがキャンセル料の他、設備や機器のリース料等が発生致しましたので、それらの経費の2分の1を、当該補助金を充当することとし、残額を減額するものでございます。減額する金額は145万円、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、社会保障・税番号制度関係事業でございます。

まず、総合行政システム改修（マイナンバーカード等への旧姓併記に係る改修）でございます。町民から申し出があった場合におきまして、マイナンバーカード及び住民票に旧姓を併記することが出来るようシステムを改修するものでございます。補正額は111万8千円、全額国庫支出金となるものでございます。

次に、国民健康保険費特別会計繰出金等、以下3つの事業でございます。個人情報データをやり取りするための標準的なデータ形式、これが組み直されたことに伴いまして、国民健康保険システム、介護保険システム、障害者福祉システムの改修を行うものでございます。国保と介護のシステムは、各特別会計で行いますので繰出金としているものでございます。補正額はそれぞれ国保システムが9万8千円、国庫支出金が6万5千円で、一般財源が3万3千円。介護システムが43万9千円で、国庫支出金が29万2千円、一般財源が14万7千円。障害者システムが49万6千円で、国庫支出金が33万円、一般財源が16万6千円となっているものでございます。

次に、北海道医療給付事業の月額上限の改正に伴う医療給付システム改修事業関係でございます。1人親家庭医療、重度心身障害者医療、子ども医療費の給付を道の医療旧事業を受けて実施しているものでございますが、法令の改正に伴いまして、高額医療費の月額上限額が改正となりました。その改正となったことからシステムの改修を行うものでございます。それぞれ計上科目が分かれていますことから、3等分して計上してございます。補正額はいずれのシステムも16万2千円、全額一般財源として計上しているものでございます。

次に、総合行政システム導入に伴う町税等滞納管理システム連携再構築の関連事業でございます。21頁1番下と次の頁の1番上になります。総合行政システムが本年11月に新しいバージョンに更新されることになり、なったことから、滞納管理システムと総合行政システムの連携を再度行うものでございます。国保税も同システムで扱っていることから、一般会計分と国保会計分を案分して計上してございます。補正額は賦課徴収費の方が119万1千円、次頁でございますが国保会計の繰出金が39万7千円で、いずれも全額一般財源となっているものでございます。

次に、日本海漁業、日本海漁業振興緊急対策事業補助関係でございます。補助金の内示通知があったことから補正をお願いするものでございます。

まず、2枚貝増殖、増養殖試験事業でございます。エゾキンチャク貝、通称ババの手の増養殖の試験調査事業でございますが、こちらの方は当初予算で計上してございますので、事業費の2分の1を道支出金として財源構成したものでございます。

次に、未利用・低利用資源有効活用対策補助でございます。資料の方は3頁となります。ホヤ、養殖用の浮体式イカダの購入、また昆布・ワカメの商品化の検討に係る経費等々について補助をするものでございます。補正額は50万円、道支出金が25万円、残り同額が一般財源となっているものでございます。

次に、水産物高付加価値化対策補助でございます。資料は4頁となります。小型ブリの加工品開発資材、またマダラのブランド化資材の購入等に係る経費等につきまして補助するものでございます。補正額は100万円、道支出金が50万円、残り50万円が一般財源となるものでございます。

続きまして、株式会社ユーラス江差風力からの寄附金関係事業でございます。資料の方は7頁となります。

まず、水堀コミュニティセンター音響設備整備でございます。年数が経過しまして、音が途切れたりする等、不具合が出始めていることから、アンプ、マイク、スピーカーについて新たな設備を購入するものでございます。補正額は22万円、寄附金を20万円充当し、残り2万円を一般財源とするものでございます。

次に、イベント用コミュニティテント等整備でございます。テントはイベント以外にも様々な場面で利用されてございますが、以前に購入したテントが、破損が進んできていることから、新たにテント10張とウエイトを購入するものでございます。補正額は138万1千円、寄附金を112万円充当し、残り26万1千円を一般財源とするものでございます。

次に、町道江差小学校線道路照明LED化改良でございます。昨年度は馬坂線をLED化させて頂きましたが、今回は江差小学校線の3基をLED化させて頂くものでございます。補正額は60万円、寄附金を58万円充当し、残り2万円を一般財源とするものでございます。

これ以降はまとめたものではございませんので、宜しくお願いします。

まず、最初に、老人福祉施設費、老人福祉施設費用徴収金過誤納金返還でございます。資料は8頁となります。養護老人ホームひのき荘入荘者の費用徴収におきまして、扶養義務者の認定誤りが判明したことから、誤徴収した金額を返還するものでございます。補正額は還付加算の予定額も含めまして384万円、全額一般財源となります。

次に、平成28年度障害者自立支援給付費負担金等返還でございます。平成28年度の実績報告に基づく返還金でございます。自立支援給付費、医療費、入所給付費に係る国庫負担金、道費負担金の返還でございます。補正額は486万6千円、全額一般財源でございます。

次に、戸籍システム無停電電源装置設置でございます。戸籍システムは道南6町で共同運営してございますが、七飯町にサーバーを設置してございますが、停電した際にサーバーとの通信に不具合を生ずることから、無停電電源装置を設置するものでございます。補正額は29万7千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、高齢者等在宅生活支援（緊急通報システム装置購入等）でございます。緊急通報システムの在庫が3台となりまして、設置希望者の増加に伴い、装置の不足が懸念されることから装置の確保をするため、5台追加で購入をするものでございます。補正額は56万8千円、全額一般財源でございます。

次に、権利擁護人材支援、権利擁護人材支援体制構築でございます。資料9頁となります。後見実施機関の設置を目指しまして検討委員会や視察、研修会などを実施するものでございまして、江差町社会福祉協議会に委託するものでございます。補正額は164万円、全額一般財源となるものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出（地域包括支援センター臨時保健師配置他）でございます。保健師の産休に伴います臨時保健師の配置に係る経費のほか、国保連との通信回線を光回線とすることに伴うLANの配線経費について繰出をするものでございます。補正額は227万6千円、全額一般財源でございます。

次に、障害者福祉システム改修（平成30年制度改正・報酬改定対応）でございます。障害者総合支援法等の一部改正に伴う制度改正並びに報酬改定に対応するために、システムを改修するものでございます。補正額は208万5千円、国庫補助金が104万2千円、残り104万3千円が一般財源となるものでございます。

次に、上水道安全対策事業出資でございます。柳崎・水堀間の水道管耐震化事業については、水道事業会計で計上しているところでございますが、計上しており、全額企業債を充当することとしてございましたが、そのうちの一部が交付税措置のある一般会計出資債として起債出来ることが分かりましたので、一般会計出資債に繰替えまして、一般会計で起債を起こしましてその分水道事業会計の方に出資、お金を支払う、出資するという内容でございます。補正額は1,340万円、全額地方債とするものでございます。

次に、檜山地域人材開発センター調理室ボイラー設置工事でございます。資料6頁でございます。ボイラーが破損し、水漏れを起こしてございまして、既存のボイラーの使用を

停止し、調理室のみに小型ボイラーを設置するものとしております。補正額は28万1千円、全額一般財源でございます。

次に、青函・道内郷土芸能交流でございます。こちらの方、当初予算で計上してございましたが、北海道市町村振興協会の補助内示があったことから財源構成をするものでございます。その他特定財源を62万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の賃金や重機使用料、委託料等の経費について補正するものでございます。補正額は3,239万9千円、全額一般財源となります。

次に、江差港津花漁港区船揚場附帯施設（機械庫）整備事業補助でございます。資料の方は5頁となります。老朽化した船揚場、機械庫の更新でございます。ひやま漁協への補助となるものでございます。補正額は1,166万4千円、全額一般財源となります。

次に、公共下水道事業特別会計繰出（五勝手中継ポンプ場汚水ポンプチャッキ弁交換）でございます。資料10ページでございます。汚水ポンプに付けられておりますチャッキ弁と呼ばれる逆流防止弁が、不具合が生じ、逆流してしまうことから、チャッキ弁を取替を行うものでございまして、下水道会計に繰出をするものでございます。補正額は135万円、全額一般財源でございます。

補正額合計と致しましては、7,970万6千円、国庫支出金が284万7千円、道支出金が90万円、地方債が1,340万円、その他特定財源が252万円、一般財源と致しましては6,003万9千円となるものでございます。

次に、26頁をお開き願います。第2表の地方債補正でございます。地方債の追加でございますが、上水道安全対策事業出資に充当致します起債について追加するものでございまして、限度額は1,340万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございますので、割愛させて頂きたいと思っております。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」。

「飯田議員」

衛生費の保健衛生総務費で、先程説明を頂きました。道南ドクターヘリの運航負担金、これは、拠出金との相殺で減額になったのか。それとも28年度出動回数が少なくて減額になったのか。ちょっとこの辺確認と、これに関連しまして、これはドクターヘリは昼間の救急医療体制ですけれども。夜間救急医療体制、当町における。現場の病院の方のお話

しや町民の方のお話し2、3、こう寄せられたのですが。この1、2年の間に、随分こう、救急車、病院に行っても、どことは言いませんよ。行ったらやっぱり担当のお医者さんがいないということでこう拒否される。そういうような実態があるという風に伺いました。近隣町の事例でありますけれども、やはり受け入れ拒否されたためにやむなく函館の方に走ったって、これ危険が伴うのですよ、そういう場合ね。当町においてそのような実態が無いのかどうか。そして、もしあったとしたらどのようなこう対策を講じているのか、お知らせ願いたいと思います。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

まず1点目のドクターヘリ関係です。28年度国、道からの、道からの補助金額が増額になったことに伴いまして、各町の負担金が減額されて、各町に還付されたというような現状でございます。

2点目の夜間救急の関係でございます。まず江差町におきましても、5月6月にそのような、議員おっしゃったような事例があったという風に伺っておりまして、保健所の方で救急、各町の消防署及び各4町の医療機関が集まってこの町、2次医療機関の救急体制をどうしていくのかということの話し合いをされたと聞いております。その、あの報告ですね、を見せて頂きお話しを聞いたところによりますと、まずは救急医療は1次医療機関で対応しましょうと。その上で対応出来る状況によって、次は2次医療機関に行き、その次は3次医療機関ということでの一定のこうルールを決めて、今、取り進めているということですので、その後はそのような、5月、6月にあったような事例は江差町においてはなかったという風に消防の方から確認をとっております。

ただ、実際にやはりあの2次医療機関におきましては、常勤医が減ってきていることもありまして、特に消化器の医者に関しましては2名体制から1名になったということもあって、ここの部分が非常にその救急体制には大きな影響を与えているという風に伺っております。まずは、事務長等々にお話しをしながら、今後も引き続き医者の確保に対しては要請行動を続けていきたいという風に考えております。

(議長)

はい、いいですか。

「飯田議員」

はい。大変よく分かりました。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

3点お聞きします。

まず項目、民生費の権利擁護、それから衛生費、上水道の関係。土木費、江差港津花漁港区。3つお聞きします。

まず、権利擁護ですが、あの一般質問でも致しました。それで、ここでちょっとお聞きしたのですが、資料今ちょっと見えています。資料の8を見えています。目的、主旨は本当に説明聞いて分かりました。それで、若干お聞きします。ここの事業費164万の内訳書いてあります。賃金92万、これは委託ですから当然社協で半年間に渡ってこの関係で研修等をして、そうするとその後のことも視野に入れたこの委託事業ということなのか。ちょっとこの事業費の展開をお聞きしたいなと思います。

それから衛生費、上水道の関係。結果的には水道事業との関係で財源構成のようなものかなと思うのですが。これは年度途中、つまり今の時点で何らかの形でこういうことで分かったから財源構成なのか、そもそもこういう有利な部分というのが当初からあったのか。いずれにしてもお金に関わることでなかなか制度設計というのは難しいと思うのですが。どういふ今回の経緯だったのか。ちょっと事務的かもしれませんが教えて頂きたい。

それから土木費、漁港区の関係なのですが。で、2つ程あります。1つは、押し並べて江差の今回この津花ですけれども、江差全体を見渡した場合の漁港整備といいますか、説明で色々書いてあります。江差の各漁港も含めて、この間一定程度整備しているところあるのかもしれませんが。総体的に、江差がこうなっていて、今回こう津花がこうだという点もちょっと教えて頂ければなど。

それからこれ単費。結構大きな額ですけど、何か今後、他の財源的なことも想定されているのかどうかも教えてもらいたい。

で、もう1つ。この何年間、国の方でも漁港に関して在り方というか、なかなか20年前30年前に整備された漁港が今もう高齢化など、それから漁業の状況によって漁港が有効に使われていないというところも出てきていると。その再活用というのでしょうか。別な方に転換したりだとかいうことも含めて、漁港の在り方ということが大きく今、国でも検討されているし、具体的にも動いていますよね。この檜山でも動いています。江差でそこら辺、今回こういう個別の整備ありましたけれども、漁港全体の再活用というか、何かそういう点で検討しているのかどうか。ちょっと教えて頂きたい。

以上です。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

上水道の出資債の関係のご質問でございますけれども、起債はメニュー、それから要件、充当率や措置率、それから個別の起債におかれましても取り扱いというのがそれぞれ出てございまして、色々メニューも多岐に渡りますし、複雑なところでございますが、当然財政としてはその辺は見ながらやっていったところでございますけれども、今回は出資債は、出資債としては該当にならないだろうということで全額上水道事業の方、企業会計の方で起債というかっこうで当初走らせて頂いたものでございます。

ただ、起債に関しましては、毎年春に振興局の方で各町ヒアリングされますので、その中でそういう考えが適切かどうかというのも振興局の方でもチェック致しますし、お互い見解の部分、相違の部分とかがあってというのは、溝は埋まってきますので、結果そういう部分で是正されてくるのかなと思います。今回におかれましても、振興局のヒアリングの中で、じゃあこれは出資債で大丈夫だよということで、何て言ったらいいのでしょうか。指摘といえますか、そういったようなことで言われましたので、改めまして財源更正ということで今回補正をお願いしたものでございます。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

権利擁護人材支援体制構築事業の関係でございます。

こちらに関しましては、社会福祉協議会の方に事業を委託するというので、今あの検討している事業内容は資料に書いてある通りの3つでございます。ここの3つに関わる事務的な作業、作業というか、事務的なことをして頂く職員の人件費等を委託料の中に盛り込んでおります。実際には、この事業に関しましては、道の権利擁護人材育成事業というのを活用を予定しておりまして、現在協議書を提出しているところでございます。

(議長)

はい。次、「産業振興課長」。

「産業振興課長」

江差町全体の漁港、それから港湾含めたですね、このような整備についてのまずお伺い1つ目でございますが、これまであの一昨年、泊漁港につきましても、追分漁港と正式には言いますが、の泊地区につきましても、今年と同様に、船揚場の巻き上げ小屋施設を整

備をさせて頂きました。その数年前にはまた五勝手漁港も、併せて整備をさせて頂いております。近年では3件目ということになります。大きな港では3件目ということになりますが、今回の場合は漁港ではなくて、港湾の中にある漁港区ということで港湾費での整備をさせて頂いているというところでございます。

それからあの金額が大きい単費ではないのか、というお話もございましたが、実はあの先にご説明した五勝手地区、泊地区も同じく、北海道の地域づくり総合交付金を充てにしながら、町もこれに併せて、助成をして地元の負担も頂きながら、この事業を実施してきた訳でございます。これまでの割合と同様の助成の仕方をしていきたいという考えであります。割合につきましては、地元の負担が事業費全体の1割、そして道が事業費全体の補助対象経費になります。補助対象経費の5割、そして残ったものを町が助成をして、全体の事業を実施していくと、というような中身になってございます。

また、北海道の方も、補助金の交付事業の事務自体が、少し遅れている状況にございますので、まず町が全体の予算を確保して、道が、予算がほぼ確定したという段階で、町の方も補助指令をしながら、指令前着手になりますけれども、指令前着手の届け出もしながら、この事業を早期に実施していくと。そうでなければあの冬の工事にかかっていってしまうという恐れもあるものですから、できるだけ早く実施するために今回単費で補正をかけさせて頂いたという中身でございます。道の方の補助金が決まり次第、財源更正の提案をさせて頂きたいという風に考えてございます。

それからあの港湾自体、もしくは漁港自体が利用されなくなっている部分があるので、これがどのような活用のされ方をしているのかということでございますが、これ江差に限らずでございますけれども、全体的に養殖で、使われているという例が多くなってきてございます。江差町の港湾の一部を養殖施設として、活用しておりますし、漁港につきましても鮭のですね、中間育成等で現在も利用してございます。そしてこれに伴いまして国ですとか道も、漁港区内での潜水の規制というものに動き出しております。漁港の、漁港内で潜って何かを取るといようなことが出来ないような、法令にも着手してきているという状況でございます。

以上でございます。

(議長)

はい、いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、分かりました。

それで民生費、権利擁護分かりました。それで、この説明にもありますけれども、たぶん一定の着地点も含めた今回の委託事業だろうと思うのですが、結果的に新年度どういう風にこの成果を反映するようなスケジュールで今動いているのか。あくまでも委託の成果

を見てということにきつとなるのでしょうか、一定の見込みも含めてどう考えているのか、ちょっと教えて欲しいなと思います。

それから、漁業というか、港湾、漁港の話もちょっと出ました。いずれにしても、この説明に、近年スケトウダラの資源減少、スルメイカの回遊不審云々、そういう関係もあって、今度、この整備事業をするのだということでもあります。要はその根っこは、前段に出ている今のこの日本海の漁業の状況、それも含めたこういう整備事業だろうと思うのですが、水産、農林水産費の中にも北海道の事業である日本海漁業振興緊急対策事業の関係でお金も出ています。これは、時限事業、時限事業というか、3年でしたっけ、4年。時限事業でありますけれども、総じて今の日本海のこの漁業の状況から日本海対策事業をどう引っ張っていくのか、江差の漁港等も含めてどうやって整備していくかってことは、たぶん日々現場とも論議しているのだらうとは思いますが。いずれにしても、今、江差町として、現在の漁業状況等も含めた道とのやり取り。道も道委員会でかなり論議していますよね。道とのやり取りでこの日本海漁業振興緊急事業だったか、継続も含めて、江差町としてどのような協議をしていらっしゃるのか、ちょっと教えて欲しいなど。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

今回の事業の今後のスケジュールということでの質問という風に捉えております。

まず、検討委員会に関しましては、資料にもあるように、検討委員会の構成メンバーを行政・社教職員・後見関係機関ということで、より実務的な検討をしていこうという風に現在のところは考えております。なので、後見センターはなぜ必要なのでしょうねというレベルからではなく、立ち上げるためには何が必要なのだろうかという、より具体的な所を検討していきたいという風に考えております。

町長の答弁にもありました通り、必要な、後見が必要になってくる高齢者等々があつて増加してくることが考えられること。あと、または専門職が少ない江差町においては、市民後見人の役割というのが非常に大きくなって来るだろうということも考えまして、出来るだけ早い時期に立ち上げをとるという風には、現時点では考えておりますが、あくまでも検討委員会の中で、より具体的に、どこに委託ができるのか、いつ頃から立ち上げが出来るのかということを進めて、検討して参りたいという風に考えております。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」

日本海対策含めた道との協議ということでございますが、道の方も3年間の期限を区切りながら、実施してきております。これは北海道全体として、やはりバランスのとれた、何ていうのですかね、取り組みを道としても考えているということのうち、今回は、この3年間は特に日本海対策を、力を入れてということでございます。

ただ、なかなか成果の出ているもの、出ないもの含めてございますが、地元としましてはこれを継続して、何とか取り組みをして頂けないかという働きかけを当然しているという状況です。あの具体的には、育てる漁業をメインとしてございますけれども、回遊魚も含めて、何らかの成果を得られないかということで、例えば魚礁を、これから江差沖にも設置していく等の道の事業も、現在検討しております、漁業者と現在協議をしながら、どういう魚礁がいいのかという協議もさせて頂いているというような状況にあるということでございます。具体的に出ているものもございますが、まだまだ具体化してない事業もあると思いますので、町としてはしっかりと要請をしながら、引き続き道の力も借りていきたいという風に考えてございます。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

いいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第4号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1

号) について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第4号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今秋の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,007万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」 (補足説明)

議案書41頁をお開きください。予算構成表によりご説明致します。

1つ目は、社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修に係る増額補正となっております。平成30年7月からの情報連携に伴い、データ標準レイアウトへの対応を行うために要する費用としまして9万8千円となっております。全額一般会計からの繰入金によるその他特定財源を充てるものです。

2つ目は、総合行政システム導入に伴う国保税滞納管理システム連携再構築に関する増額補正となっております。現在運用している総合行政システムを本年12月に更新することに伴い、滞納管理システムとのデータ連携を再構築する必要があることから、39万7千円を要するもので、全額一般会計からの繰入金によるその他特定財源を充てるものでございます。

3点目は、平成28年度退職者医療交付金返還に関する増額補正でございます。事業実績報告に基づき、149万6千円の超過額が生じたことから、社会保障、失礼しました。社会保険診療報酬支払基金へ返還するもので、全額一般財源で繰越金を充てるものです。

補正額総額は、199万1千円となっております。
以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第20、議案第5号、平成、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第5号、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修など4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,435万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,239万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」（補足説明）

ご説明致します。議案書53頁の補正予算構成表でご説明致します。

総務費、一般管理費、事業名、社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修で、平成30年7月からの情報連携に伴うデータ標準レイアウト対応のための費用でございます。補正額は43万9千円で、全額介護保険特別会計繰出金でございます。

次に総務費、一般管理費、事業名、保険者ネットワークにおけるファイアウォール機器更改に伴う庁舎、庁内LAN、LAN配線で、国保連合会の保険者ネットワークがISDNから光回線に更新されることに伴う、庁内配線作業に係る費用でございます。補正額は10万1千円で、全額介護保険特別会計繰出金でございます。

続きまして、地域支援事業費、一般介護予防事業費、事業名、地域包括支援センター臨時保健師配置で、職員の産前産後及び育児休暇に伴う職員配置に係る費用でございます。補正額は217万5千円で、全額介護保険特別会計繰出金でございます。

最後に、諸支出金、償還金、事業名は平成28年度介護給付費負担金等返還でございます。介護保険の財源である公費負担は毎年度終了後、清算事務が行われるため過不足が生じます。28年度公費の清算事務の結果、受領済み額を下回る決算額となり、返還金が生じたので補正をお願いするものでございます。返還金の内訳は、国に対する返還金が874万3千円、道に対する返還金が112万6千円、支払基金に対する返還金が177万5千円でございます。補正額は1,164万4千円、財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。宜しくお願い致します。

（議長）

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第21、議案第6号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、五勝手中継ポンプ場汚水ポンプチャッキ弁交換に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,473万6千円とするもの
でございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きます
よう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から議案第6号につきましてご説明申し上げます。

議案書は65頁、定例会資料は10頁になります。

一般会計補正予算でも若干説明がございましたが、改めて五勝手中継ポンプ場チャッキ
弁交換業務についてご説明申し上げます。資料にもございます通り、ポンプに附属してお
ります汚水の逆流を防ぐためのチャッキ弁が閉まり切らず、8月17日以降汚水の一部が
逆流してしまい、ポンプ施設の、施設内の水位が上昇したため、2機のポンプが同時に稼
働する状況となったものでございます。ポンプにつきましては、水位が下がれば自動的に
停止し、上昇すれば稼働する仕組みになっているものでございますが、汚水が逆流するた
め水位が短時間で上昇し、稼働する時間の間隔も短くなっているところでございます。こ
のような状況が長期間続きますとポンプ本体が損傷してしまう危険性もありますことか
ら、チャッキ弁の交換を行うものでございます。補正額につきましては135万円、全額
その他特定財源でございまして、一般会計からの繰入となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案の通り可決されました。

(議長)

40分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第22、議案第7号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、一般会計から上水道安全対策事業出資に伴い、資本的収入について補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

はい、それでは私の方から議案第7号につきましてご説明申し上げます。

議案書76頁になります。

こちらにつきましても、一般会計補正予算で、におきまして説明がございましたので、重複致しますが、柳崎・水堀間の水道管耐震化事業につきましては、全額企業債を充当することとしておりましたが、一部交付税措置のある一般会計出資債として起債できることになりましたので、企業債を減額補正し、出資金を増額補正するものでございます。補正額はいずれも1,340万円、全額一般会計からの出資金となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第23、同意第1号、教育委員会委員の任命について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第1号、教育委員会委員の任命について、でございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡[]、中野志帆氏([])を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、江差町字[]、中野志帆氏([])を教育委員会委員として任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案の通り同意することに決定致しました。

(議長)

日程第24、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の任命について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の任命について、でございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字[REDACTED]、横野晃一氏([REDACTED])を任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第2号、固定資産評価審査委員、委員、委員会委員の任命について、江差町字[REDACTED]、横野晃一氏([REDACTED])を固定資産評価審査委員、委員会委員として任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案の通り同意することに決定致しました。